五四前夜の日中軍事協定反対運動

曹野

正

はじめに

われる。この反対運動については、黄福慶、笠原十九司両及対運動を展開したことが一つの基盤をつくったものと思いまについては、殆んど異論がないと思う。その運動は一五年については、殆んど異論がないと思う。その運動は一五年については、殆んど異論がないと思う。その運動は一五年については、殆んど異論がないと思う。その運動は一五年に力して、帰国在日留学生を中心とする学生や各界がの二十一ケ条要求、世界大戦への中国の参戦・勝利、大戦の二十一ケ条要求、世界大戦への中国側の要求の拒絶というを結後のヴェルサイユ会議での中国側の要求の拒絶というを活動を展開したことが一つの基盤をつくったものと思います。

四運動の前奏としての意義をみようとするのが小論の目的氏の研究があるが、軍事協定反対運動の経過をたどり、五

同盟に籍口してドイツに宣戦を布告し、ドイツの中国にお

めの千載一遇の機会」であるととらえ、八月二三日、

海軍共同防敵軍事協定との総称であるが、以下陸軍協定を日中軍事協定は、元米日中陸軍共同防敵軍事協定と日中

中心に考察し、それを単に軍事協定と略称することにする。

である。

一、背景

□ 軍事協定締結交渉の開始

一方日本は、この大戦勃発とそ「支那問題を解決するた国としては賢明な策であったとされている。中保証は疑問視されながらも、いち早く中立を宣言した。中一次世界大戦が始った時、中国は八月六日に、その確実な一九一四年六月二八日のサラエボ事件を契機に一月後第

日• 千五百万円の莫大な、全く異例の借款を与えた。(4) 話 忘れまいとした。袁世凱は帝制計画失敗のあと、 開された。日本が最後通牒を出し、中国が承認した五月七 を除きその他は承諾したが、その第五項はもっともきびし には、所謂二十一ケ条要求を提出した。袁世凱は、 留をつづけ、中国人の非難を買った。しかも翌一五年一月 には青島を陥落させた。その後も半島に民政署をおいて駐 て山東半島北岸竜口に兵をあげ、半島に兵を進め、 年一月から一八年九月までに前後八回、交通銀行、電信電 の経済的援助の中心をなすのが所謂西原借款である。一七 新大陸政策とか援段政策とか呼ばれているものである。そ の共存を計りつつ、勢力を扶植することを考えた。 よる政治的・経済的統一政策の支援を通じ、日本と中国と は従来の大隈内閣の強圧的な対中国政策を改め、段祺瑞に 月急逝し、十月には日本で寺内内閣が成立した。 い内容のものであった。これにより全国的な反日運動が展 鉄道、 九日は、 森林鉱山開発、 以後国恥記念日とし、 参戦借款等として、総額一億四 中国はそのもつ意味を 寺内内閣 一六年六 通過 第五項 十一月

当時、一七年八月に、広州に非常国会が開かれ、

九月十

なったのである。

形式上ドイツ・オーストリアという共通の敵をもつことに

後に、段祺瑞はついに八月十四日ドイツ・オーストリアに 復辟運動はさらに混乱を増したが、それが二週間で終った する新たな内争の種がおこった。その収拾に乗じた張勲の

宣戦を布告した。

中国の参戦によって、

中国は既に参戦していた日本と、

ける拠点膠州湾・青島を攻撃すべく、

中国の中立を侵犯し

税引上げの便宜的な処置と引換に参戦に賛成であった。 国に参戦をよびかけた。段祺瑞は、 アメリカは参戦後、イギリスとともに、中立国である中 義和団賠償支払いや関

戦争の帰趨に大きな影響を及ぼす事件が相ついだ。春のア

一方、膠着状態であった世界大戦も、一七年に入ると、

メリカの参戦と、

ロシアにおける両次の革命である。

ず、段祺瑞の権力の確立と南方勢力弾圧のために使われ

れており、南方勢力は、これら借款が、名目通りに使わ

いると、段およびこれを支援する日本を非難していた。

日には孫文らの軍政府も成立し、南北勢力対立の関係が生

れに対し黎元洪大総統らは反対であった。ここに総統府と

国務院の対立、所謂府院の争いがおこった。さらに参戦に

は南方政権や総商会も反対であった。こうして国内を二分

— 45

国側は東部戦線を失い、危機を迎えると、 イギリス・フラ る脅威が宣伝され、「シベリア出兵」も準備された。連合 アは連合国側より離脱した。しかし、共産勢力の東漸によ エト政権が成立し、両国との間に休戦条約が成立し、 方、同年十月にはロシアで十月革命が成功してソヴィ ロシ

工作が開始されたのである。 この頃より参謀次長田中義一を中心に日中軍事協定の締結 ンスは、かねての日本の欧州派兵要請を積極化してきた。

と干渉していると報ぜられており、結局それはならなかっ 同年十一月、日本は段祺瑞を引続き総理に留任させよう

のため部下の督軍を結束して勢力を固め、復職後は全力を たが、十二月には、日本は極力段の復職を助けること、そ

રું <u>કે</u> 際、中国から大総統顧問坂西利八郎少将に案内されて、果 交案件は日中同盟の本旨に基くこと を構想していたとい 鉱山の合弁と他国の排除 あげて援助して全国を統一せしめ、統一後には、廿日中同 まず同年十一月、滋賀県で陸軍特別大演習が挙行された 口武器統一と兵器廠の合弁 巨製鉄廠の合弁 田借款での日本の優先権 四各種 约外

威将軍上将銜靳雲鵬、中将曲同豊等が臨席し、田中次長は

省十余万人を下らず、一旦釈放されれば強敵となる。今、

瑞は、極東の現状から、欧州出兵問題より、東部シベリア 歴訪し、日本と協同一致すべき意向を伝えたが、特に段祺 将は、馮国璋総統、王士珍国務総理、段祺瑞参戦督弁等を 協力の必要を説いた。翌一八年一月北京に帰任した坂西少 オーストリア勢力が東漸しそうな脅威に対し、両国の軍事

日本の軍事力を誇示しながら、ロシア革命によってドイツ・

兵力を準備するため、日本は借款を与えねばならないと堅 い決意を示したという。当時北京には、大総統府最高軍事 に対する日中提携の方が緊急の問題であり、これに応ずる

顧問として在華十五年以上の青木宣純中将、

斎藤季治郎少将など高官が配置されており、 として在華十年以上の坂西少将、北京公使館付武官として 田中次長は一

防敵の必要を説いて諒解を求め、同日、田中次長も、章宗(®) 上原勇作参謀総長は二月五日、寺内首相に対し日中共同

れがために攪乱されている。ドイツ浮虜のシベリアにある ドイツはロシアを利用しようとしている。東亜の平和はこ 祥駐日公使を訪ね、「ロシアの情勢は日に日に不利に働き、 月下旬三人に対し、協定締結を急ぐこと、できれば中国側 から発意させることを訓電した。

同軍事研究員

をめぐらし、一面シベリアから東方に侵入し、一面甘粛 東亜和平を維持する責任は日中両国にある。ドイツは陰謀 なれば、日本の国防、中国の国防にとって重要である。現 新彊一帯で回教徒を煽動しようとしている。これが事実と

報を交換し、速かに軍事協定を締結しなければ不可である」 在の欧州戦争において連合軍が勝利し得ないのも、平時に ある。日中両国は深くこのことに鑑み、まず両国が得た情 おいて協定がなく、戦時において連合が確実でないからで

に打電した。 陸徴祥外交総長は賛成し、 段祺瑞も、「予ハ本問題ヲ以

とのべ、章公使はこの旨を軍事当局にも伝えるよう外交部

ナリト信ズルモノナリ」と積極的に賛成であったが、王士 (E) テ、多年ノ懸案タル日支親善ノ実ヲ(挙ゲル)絶好ノ機会

珍総理は元来ドイツ必勝論者であり、協定締結には消極的

修正することを要求した。

の意図を懐疑する声はあった。今次の軍事協定も実質的に しかし、中国政府内部にも、協定の意図について、日本 であったという。

は日本軍による北満の支配をもたらすものとの疑念があっ だから国内は自軍で戦い、国外での共同出兵を構想し しかし本野外相は、連合軍がフランス国境内で行動し

> であると不満を表明した。 ている例をあげ、満州で日本軍が行動できないのは不合理

ベリアにいるドイツ浮虜十余万人が敵となるおそれが大と 間にあった休戦期間が終了し、ドイツは攻撃を再開し、シ 日本は単独出兵もほのめかした。一方、ドイツ・ロシア

瑞を中心に、協定成立への姿勢が明白になってきた。 三月三日ドイツ・ロシア単独講和条約締結で、日本は積

なると、協定締結の必要を感じ、中国側も二月末には段祺

伝えた。 た。 ることを決定し、同日本野外相は章公使に対し、その旨を 極的となり、三月八日寺内内閣は閣議で、協定の成立を図 にある者は、戦争終了をまって一律撤退する、という項に 中国側は協定の有効期間について、日本軍隊の中国国内

平・安寧の侵犯の危機があり、この種情勢及び両国の今次 日に日にロシア国境内に蔓延し、その結果、極東全局の和 章公使の間に公文交換を終えた。臼両国政府は敵国勢力が 段祺瑞の内閣総理復帰直後の三月二十五日、本野外相と

大戦に参加するの義務に適応するための処置を考量するこ と、口そのため、両国陸海軍は、防敵戦略の範囲、 方法、

時機をまって施行する。 条件等について両国官憲により協議し、両国政府において

宇垣一成少将(参謀本部第一部長)本庄繁中佐(参謀本部て、委員長斎藤季治郎少将(在北京公使館付武官)委員にそこで大島陸相は、陸軍軍事協定締結に関する委員とし

委員に童煥文中将、曲同豊中将をあて、さらに奉天・吉林部員)らの派遣を通告し、中国側も委員長靳雲鵬果威将軍、(3)

・黒龍江省からも委員を派遣することにした。(9)

って、調印も難渋した。おこり、さらにドイツの妨害もあり、交渉進行は困難とな新聞が一斉に交渉の進行、内容を宣伝して国内で反対論が

するように、三月末頃より早くも外部にもれ、中国内外の

しかし、この協定の内容は秘密で公表しない筈が、後述

西原借款による資金及び兵器の供給を停止する旨通告した審議に応じない中国側の反省を求め、協定成立まで前述のそこで田中次長は五月三日に章公使を訪ね、日本を疑い

印し、三十日に公文を交換し成立発効を見たのである。ると、十四日協定全文の協議を終り、十六日両国委員が調在日留学生が帰国し、国内各界と提携して反対運動を始めので、翌五月四日に本会議を再開し、そして十日前後より

月十九日に調印されている。これは陸軍協定と形式を整えよって全九条の日中海軍共同防敵軍事協定も締結され、五日本側委員長吉田増次郎中将、中国側委員長沈寿堃中将に以上の日中陸軍共同防敵軍事協定締結に平行しながら、

たものである。

陸軍軍事協定の内容

支那地方官吏は 該区域内にある 日本軍隊に 対し 尽力協助位と利害とは平等の立場にあるとのべるが、第三条では、

さて、その陸軍協定は全条十二条で、第二条で両国の地

事技術人員の輔助の必要あるときは一方の請求により他方料は両国相互に供給す、とし、六項では作戦上に関する軍とある。第七条第四項では、兵器及び軍需品並びにその原

日本軍隊は戦争終了を俟って中国国境内より一律撤退する

し、軍事上に故障を生ぜざらしめるよう規定し、第四条は

定している。 (28) との協定は公布しないで軍事上の秘密として取扱う、と規

を設置し、共同の軍事暗号を協定す、とし、第十条では、は之を輔助し、以て任使に供す、七項・八項で、諜報機関

た外務省記録「日支同盟締結ノ意義」の中に、「日支同盟との協定締結に対する日本側の意図は、三月頃に書かれ

テハ協同作戦ノ理由ニ拠リ支那領土内必要ナル方面ニ自由 ニ伴フ帝国ノ利益ハ更ニ大ナルモノアリ、即チ軍事上ニ於

ニ帝国軍隊ヲ出動セシメ得ルノ利アリ、且軍事共助ノ名ニ

於テ支那軍隊ノ編成訓練ハ勿論、重要ナル軍器製造原料ヲ

力ヲ各方面ニ扶植スルヲ得ベシ、経済上ニ於テモ、同盟協

関係ヲ基礎トシ、積極的ニ内政ニ関与シ、帝国ノ政治的勢 確実ニ我ガ掌中ニ収ムルニ便アリ、政治上ニ於テモ、

同盟

展ヲ容易ナラシムルノ利益甚大ナルモノアルヘシ……之ヲ 力ノ名ニ於テ、富源開発市場開拓ニ努力シ帝国ノ経済的発

要スルニ日支同盟締結ハ、戦後世界ノ変局ニ応ズル須要ナ

策ノ基礎タルベキ緊急ノ要務タリ」と記されたことからも(%) テ最適切ナル政策タルノミナラズ、実ニ帝国多年ノ対支那 ル準備策トシテ、将又東亜焦眉ノ危局ニ対スル自衛策トシ

「其朝野をして日支共同提携の必要効用を会得せしめ、他

その意図は窺える。内容がもれてから後の日本の民間でも

当然であろう。 あり、 日一層広汎永続的協定の前駆たらしむるにあり」の意見も 王芸生が協定を「日本の大陸野心」と批判したのも

二、反対運動の開始

聞

さて、

協定締結交渉は秘密裡に進められたが、中国では

に及ぶものが報道されると、人心が動揺を始めてきた。 最初は締結のための会議が存在することから、やがて内容 に入ると北京や上海の新聞に推測的記事が報道され始め、 三月末より断片的に新聞にのせられるようになった。四月

『展鐘報』四月十七日の社論「中日新交渉のために政府

の目的は相同じきや否や、の問題を検討していた。 や、口日本は畢竟出兵するや否や、臼出兵するとせば両国 八日にも『晨鐘報』は、日両国は欧州へ出兵する必要あり 除外して、秘密の会議を行うとの交渉手続を批判し、 に警告す」では靳雲鵬と斎藤少将の武人が、外務当局者を 翌十

面を送るよう、日本は早速申入れている。 のを掲載した。全文を掲載したのは初めてで、その内容は、 論議をしていることについて、梁啓超より注意さすべき書 そして四月二十四日『時報』は「新密約の全文」なるも

この社論はともに梁秋水の筆になるもので、彼が排日的

正文が前述のように全十二条であるのに対し、それは全二

で行なわれていることに北京の新聞が批判したので、外交 交部参事劉崇傑の洩す所であるという。交渉が外交部ぬき 十条となっている。そしてこの全文の発表を得たのは現外

いに該条件の全文を漏洩するに至ったという。そこに記さ 長靳雲鵬と意見衝突し、靳を売国を欲するものとして、つ

総長陸徴祥は劉を派遣し会議に加入せしめたが、劉は委員

る。しかし、これを含む二十条が最終的に十二条になった 否された二十一ケ条要求の中の第五項の各条と類似してい の警察制度は日本が之を組織す、などは、一九一五年に拒 兵器廠は日本で管理し、日本が臨時鉄道管理権を得、 中国

本勢力範囲内の各礦山は日本が自由に開採を得、中国の各 れている二十条の中の、第十二、十三、十四、十六条、

H

修正せざるを得なくしたのである。だがこの『時報』の二(8) 意識的に漏洩させて国内の反対論を惹起させ、 のは、この問題を段祺瑞の責任にしようとする反段派が、 それにより

京へ派遣することを決め、また全省商人は、日貨排斥を行 月二六日この交渉の内容の確認のため、卞蔭昌外三名を北 天津では丁度この時、 全国商会連合大会が開会中で、 四

に定着されていっ

十条の記事が国内を非常に動揺させ、激昻させ、国民の間

るか、非常に注目された。 を主張した一人であり、 連合会が 将来 如何なる 行動にで 来排日主義者で、先年二十一ケ条要求の際にも猛烈に排日 その引退を迫る方法をとるべしといい、指導者卞蔭昌は元 た私利のため南方と戦争を継続するなら、 って日本の反省を求め、段祺瑞が売国的協定を締結し、 納税を拒否し ま

合会に宛て、同様の檄文を発した。 反対の電文を発し、同時に各省督軍、省長及び全国商会連 上海でも三十七の商民団体が連合で、北京政府に協定に

要請した。 郷国璋大総統に対して、 唐継堯、劉顕世、李烈均、李限源、陳烱明等も連名を以て、 四月二七日には、西南各省の有力者、 秘密条約を決して承認せざるよう 伍延芳、 陸栄廷、

ない所へ、この報に接し益々憤激の度を加え、 し中立を侵犯し民政署設立に対して抱いた悪感情が氷解し は「中日新交渉案の内容」を報じ、一四年日本が参戦に際 反日気運は盛り上るものだが、済南では三日発行の各新聞 例年でも五月七日、 九日の所謂国恥記念日が近づくと、 対日感情悪

変の傾向ありと報告されている。

五月三日段祺瑞総理は、

商会代表王文典等との談話の中

なり」といったという。第五項に反対したというのも、先(x:+b)(**) 人であり、どうしてこれを踏む理があろうか、安心して可 で「自分は前次二十一ケ条要求の際、第五項に反対した一 が開かれ、参会する者干余名、この会は唐紹儀の来日を歓 組織的な動きであったようである。二八日にも留学生大会

された後の巧みな談話である。

の『時報』が伝える二十条の中から第五項的なものが削除

在日留学生の動き・帰国

り易い立場にあったが、今次は事情を異にしていた。それ 在日留学生は、従来こういった報道は本国人より早く知

中国、露国に対する日本の軍事的援助、動員、出兵に関し、

は日本政府が四月十二日、各府県知事宛に、日中軍事協定、

事実上の報道禁止を、各新聞社に対し与えるよう指示して

少く、遅かった在日留学生も漸くこれを知って驚き、四月 等によって伝ってくる情報によって、本土人より知ること の事を知る由もなかった。しかし四月中旬頃より外字新聞 いたからである。これによって日本人はもとより軍事協定

を喚起し、列国に協助を求める決議をした。これが最初の 議して、協定に一致反対すること、数名を帰国させて国人 四月二一日十六省同郷会長連合会が開かれ、 この件を商 下旬よりその対策にのり出した。

二十一ケ条に比べても甚だしく、国家存亡の時、必ず行動 迎する目的以外に、協定討議が主要な議題で、この協定は をおこし、一斉帰国して国内輿論を喚起し、一致反対する

四月三〇日には、殉国同人謹白として、先の『時報』の

ことを決議した。

大権以テ失ハズ、危局以テ亡ビズ、彼ノ日本故ニ中止スル リ以テ其生ヲ終ランヤ」と訴え、五月四日にも在日留学生(8) 人ヲ率ヒ共ニ起テ賊ヲ殺サン……諸君長ク亡国ノ丈夫ト為 国四年即チ五項条件提出シアリ。当時輿論鼎沸、民情激凝、 惨禍#諸君#其連帰祖国#速救祖国#|」の檄文を出し、「民 は「警告大中華民国留日学生全体文 倭奴ノ野心!!!亡国ノ ノ末日ヲ観バ、願クハ**速**カニ天心ヲ激発シ一致帰国シ**、**国 二十条を紹介して「諸君ニシテ果シテ人タル者、此ノ亡国

所ト為ル、之レ吾ガ国民ノ民力アル為メナリ。……嗚呼吾

国危キ果シテ今日ヨリ甚タシキモノナシ。……諸君学ヲ求 ムル果シテ何ノ為メゾ、富国強兵ヲ計ルニアラズヤ。諸君

セザル可カラス、而シテ祖国ノ命脈ヲ保タント欲セバ、則

果シテ祖国ノ富強ヲ欲セバ、祖国ノ命脈ヲ保ツコト先キニ

チ国民ノ気力ヲ以テ協力シテ倭奴ヲ排斥スベシ。嗚呼諸君

ザラン」と訴えた。 果シテ何スレゾ恋々トシテ、日本ニ止マリ凸ニ帰ルヲ思ハ

そして五月四日は奉天・吉林・陝西各同郷会及び早稲田

予備校内で、また神州学会も同日午後東亜予備校内で大会 五十名は牛込清風亭で、雲南省留学生約四十名は神田東亜 学生約百三十四名が神田三崎町吉田屋で、貴州省留学生約 大学留日学生同志会が集会を開き、翌五日にも湖南省留日

を開いた。が警視庁はいずれも指導者を検束し散会せしめ

川・湖北省・留学生同郷会ヲ開催スル筈ナリシモ、貸席主 昨五日午後六時ヨリ神田三崎町貸席吉田屋ニ於テ、 儿

湖南・貴州同郷会が会合しようとして代表者が拘禁された いるが、その会に四川省出身の中央大学生曽慕韓は、同日、 ニ於テ貸与セザル為メ流会トナレリ」と警視庁は報告して

不自由、島夷の横肆、歎ずべし」と書き記している。(3) ことを、その日記の中で「嗚呼、国未だ亡びずして身已に

するクラブ)に、各省同郷会々長及びその代表、各校同窓 会々長及びその代表が集って連合大会を開き「大中華民国 その五日の晩には、大高倶楽部(帝大と一高生とで組織

牧国団ーを組織し大綱十六条を左の如く決めた。

せ

ず 八条)帰国弁法は、各同郷会及びその代表より之れを統率 して一致帰国す (第二条)本団々員は皆一致対外、決して内政に干渉 (第四条)本団は幹事長、副幹事長各一人をおく (第九条)各省各校はまず四人以上を派 (第

定める 源順号に斉集し、一切を商議す。 という より自籌す し、半数は北京に往き、半数は上海に往き、命じて先発隊 (第十条) 先発隊の出発期日は五月七・八両日と (第十一条)先発隊の旅費は本人或いは各省各校 (第十六条) 各同郷同窓会代表は六日六時に

号にかえたが、警察に踏みこまれ、幹事長王兆栄(東大法 科三年)以下四十六名の全員(女子学生三名を含む)が速 に逮捕される事件がおとった。彼等は察知して場所を維新 源順号で帰国の相談を行うとした時に、参加留学生が一斉 この第十六条の規定によって、六日晩神田の中国料理店

七年五七之前夕—」である。 本人の罵声の中で 警察へ 連行され、警察での 厳しい 官との問答など詳細に記したのが、 べ、女子学生への屈辱的な扱いなどの状況や留学生と取調 警察で取調べをうけた。この逮捕される時の状況、 王拱璧「東遊揮汗録

育部の訓令をうけ、新聞に報ずる中日議約は全て謡伝に属 こういった事態の発生で留日学生監督事務所は、中国教 ている法政大、中央大、早稲田大、慶応大、明治大等、十 こういった事態をふまえ、東京で多くの留学生を受入れ

日本当局が、留日学生らを協定反対運動におしやった原

知 した。 た。

すので、学生は浮言を信じ学業を荒すを致さざるよう、通

一校の学長・校長らが連名で五月十一日に「中華民国留学

因とみなす『一髪危機 半条血路 兵器同盟議上下』なる

持ち込まれたようだが、これについて後藤外相は上海で差 に訓令しているが、これは五月十七日から『民国日報』新 押えるべく、中国当局と交渉するよう、芳沢臨時代理公使 印刷物は、百十六頁にわたる冊子で、四月二三日頃日本に

さきの「大中華民国救国団」の先発隊の出発期日は五月

る。

設の「救国之声」欄に 以後 長期に連 続して掲 載されてい

次々と集団で帰国の途についた。 八十名が、十四日午前十時神戸出港の山城丸で七十名が、 言した。それを皮切りに十一日正午横浜出港の伏見丸で百(6) した。乗船に際し「我等は再び日本の土地を踏まず」と宣(番) 九日午前十時神戸出港の熊野丸で六十名が上海へ向け出発 七・八両日と定められたが、帰国第一陣は東京より西下し、 他方関釜連絡船で、朝鮮

事行動に係るもので公表できないが、中国の新聞、

或いは

であるといなした。これを受けて十一校長連名で、十三日(S) 外字新聞に伝える内容はいずれも虚構揑造に係る無根の報

満州経由で帰国する者もいた。

ヲ期ス。冀クハ意ヲ安ジテ学業ニ精励セラレンコトヲ」希 ズ。依テ速ニ政府当局者ト交渉シ諸君ノ憂慮ヲ解カンコト 学ノ目的ヲ中途ニ挫折センコトヲ憂ヒ袖手傍観スルニ忍ビ ルナキカ。我等ハ諸君ガ之ガ為ニ修学上故障ヲ来タシ、留 ノ諒トスル所ナリ。然ルニ其ノ基ク所ハ事実ノ真相ヲ逸ス 行動ハ、固ヨリ愛国ノ至情ニ出テタルニ外ナラザルハ我等 生諸君ニ告グ」と訓告書を出し「今次時局ニ対スル諸君ノ

蓋シ緊急事ニ属ス。而シテ是亦実ニ日支共存、東亜全局保 持ノ根本義ニ副フ所以ノ途ナリ」とし、協議中の軍事協定 万一ニ処スル為、日支協同シテ対敵防衛ノ計画を樹ツルハ 加ハリツツアル露国、殊ニ露領亜細亜ノ形勢ニ鑑ミ、此際 ニ連合国側ノ与国トシテ参戦セリ。日ヲ追ツテ独逸勢力ノ 望したが、これに対する外務当局の言明は「日支両国ハ現 は断じてこの目的から逸脱するものでないこと、それは軍

よ」と告示するのみであった。(ま)(記事の無根なるを明かにしたり、諸君之れを諒知せられ

十三名中、二千六百八十名、九十六%に達していた。学、専門学校等の留学生の登校拒否者は、総数二千七百八を拒否して殆んど登校しなくなった。五月十五日東京の大を担否して帰国者はその後も続いたが、留学生はまず受講

再び日本の地を履まんや」と懐中には檄文をもっていたとして愛国の誠を尽し、国家を累卵の危きより救わん、誰か合計二十三名、七日には同盟休校し「十七日には一斉帰国にも若干いた留学生もこれに呼応し出した。仙台の学生も当時留学生の殆んどは東京に集中していたが、東京以外

府知事の報告によると、東京留学生の中に暗殺組と称する議し、午後の集会では四十一対九で帰国に決定した。京都京都でも十四日午前、七十余名が京大集会所に集って協

者があり、態度不鮮明な者や帰国反対論者に対し暴行脅迫

をなす者がおり、現に東京で殺害された者、重傷を負った

する計画もあるとかで、これを逆にとらえての報告であろ鵬、曲同豊、徐樹錚、閻錫山、曹汝霖等政府要路者を暗殺

ることおよび、 帰国 学生中には 段祺瑞を初めとし、

的にその数もふやしていった。さらに、当時の留学生は、が、積極的に一致結束するよう説得するものもあり、組織が、積極的に一致結束するよう説得するものもあり、組織う。

反対或いは逡巡した者も当然あり、それらに対し「中華民

しかし留学生が全員一致して帰国した訳でなく、それに

国牧国団東京支部」の名で「警告徘徊観望者 亡国之期已

滅種ノ中日交渉条件ニ反対スルニアリ。諸君ニシテ良心ア良心ノ第一命令ニ服従セヨ。良心ノ第一命令トハ即チ亡国至矣 請諸君服従良心第一命令」なる文を配布し、「請フ

スル、之レ良心ノ第一命令ナリ。一個ノ利害問題ト私欲ノスル、之レ良心ノ第一命令ナリ。一個ノ利害問題ト私欲ノ

リ、荀クモ中華民国国民タル自覚アラバ、起テ之レニ抵抗

口ニシ、暗中反対ヲ唱へ帰国セズンバ、熱誠愛国ノ士ノ為者二三ありと伝えているが、これは彼らの檄文に「求学ヲ

メニ激烈手段ニ出デラルルモ、本団ハ其責ヲ負ハズ」とあ

為メ、穏健好学ヲ口実トシテ帰国ヲ遷引スル勿レ。……唯望

- 54 -

波及していったようである。 (宝:1四)

学校の留学生が中心であったものが、序々に私立学校へも

スルヲ支フベシ。倭奴ノ僣侈ヲ許シ、我カ四百兆同胞中ニ ムラクハ帰国シテ国民ノ輿論ヲ起シ、大厦ノ将ニ傾カント 交上の大問題とし、留学生が問題にするのは当然で、 が集会した際、警視庁が強圧手段で禁止、逮捕したのは国

されたのをみても、それに応じない者がいたことも確かで が配布されたり、鉄血団の名で「甘んじて冷血動物となる(8) か、何ぞ速かに帰国せざる」のビラが留学生の下宿に配布

一個ノ真男児ナキヲ笑ハルルナクンバ幸ヒナリ」との檄文

ろその精神を諒とすべきである。

彼らは 中国の 精華で あ

欠調べからみて、大体三千から三千数百と思われるが、そ (w) 当時留学生全体の数は、先の五月十五日東京の大学の出

の警視庁の調査では神戸出港者五七四名、横浜出港者四三 のうち帰国留学生は最終的に何名だったのか、六月十二日

長崎出港者十名、計一二〇七名とあり、『時報』七月三十日 には男子留学生三四八一名中、二四六七名、女子留学生六 ○名、関釜連絡船によるもの一八二名、大阪出港者十一名、

と記している。 たのか、大体二千名強ではなかろうか。曽慕韓も二千余人 までに帰国したと記しているが、最終的にはいくらになっ 七名中、三九名、合計三五四八名中、二五〇六名が七月末 こうした動きに対し先の説得学長団の中心人物である寺

尾亨氏は談話で、日中間の重要な交渉問題について留学生

「日本当局の極端な秘密主義」に対する批判はあった。 こうした中で 一九〇五年の清国留学生取締規則反対運動

知るべき、誠に寒心に堪えざる所、この問題は教育界のみ の問題でなく、大いに政府の反省を促ねばならぬと語って り、その彼等が憤りを抱いて帰国するからには其の結末は

訳でないのに警察の処置は全く不当であり、まさに火に油 らは帰国の相談をしたに過ぎず、我が国の治安に害あった では「留学生が国家存亡の問題で集会するのも当然で、彼 例外で、このように留学生に同情的な発言をするものはほ たようで、『時報』五月二十日にのった『時事新報』の訳文 とんどなかった」記しているが、必ずしもそうでもなかっ いる。実藤恵秀氏はこれを引用した後、「この寺尾博士は

同情・理解を示すのと、日本警察の配慮を欠いた処理や、 の批劣さと留学生の行動止むなしとするなど、留学生への の反省を促す」とし、『大阪朝日新聞』も、本野外相の外交の 養成することになる」とあり、吉野作造も「当局及び国民 を注ぐもの、これでは留学生が来れば、それだけ排日家を

の際にならい、「日華学会」を組織し、山本条太郎が発起人

で高田早苗博士を委員長として、日中両国の睦誼を増進す せ、一切の事宜に便宜をはからんとする動きもあり、一方に、一切の事宜に便宜をはからんとする動きもあり、一方 新聞界をあげて団体をつくり、留学生を日本人家庭に住ま となり、会長に小松原前文部大臣をあて、実業界、学界、

したものの、中国留学生は一人として来会する者がなかっ れ、日中間の融和を計らんとしたが、日本学生は多く参会 るため五月十一日上野精養軒で「日中青年協会」が設立さ

帰国先発隊の第一陣が五月九日神戸を出港、十二日に上海 先に東京で設立された「大中華民国留日学生救国団」の

を設置し、王兆栄を幹事長に、阮湘らを副幹事長にすえ活 に到着して以来、続々と上海にもどり、上海に救国団本部

動を始めた。

国商民各団体一斉に立上り、最有力の救亡をなし、うち国 『民国日報』は早速「帰国学生は軽挙妄動する勿れ、全

期し難きを思い、国家の興亡には匹夫も責あり、今こそ李 国の父老昆弟に警告するの書」を発布し、「覆巣の下、完卵 渉も中止されん」とうたった。そして各省旅滬学生も「全 賊の胆を寒からしめ、そと強鄰の謀をくだけば、売国の交

完用ならざるよう」布告した。

留日学生」で、学生の立場を支持しながらも、学業の継続 『民国日報』も二回の社論、「学生之新責任」「謹告帰国

を強くすすめていた。

誣告したことをあげている。 (H:18) 公使が、暴烈分子および党人の煽惑をうけていると学生を ず、日本警察に侮辱をうけたことをあげている。さらに章 彼らの 帰国の表面上の 理由は、 軍事協定 反対とはいわ

催されており、同会も日中協定に反対であるから、商会と 立した。天津では先述のように折から全国商会連合会が開 した十一名の学生は、五月十三日には救国団天津支部を設 そして関釜連絡船を利用し、朝鮮・満州を経由して帰国

学会との連絡を日本は懸念していた。

三、中国各地での反対運動

北 京

が、彼等がまず声明したのは「交渉無事、不敢干預内政」 そして 十五日には 救国団 先発隊の数名が 北京入りした

外、並不預聞内政、俟抵国士、共張反対之声、以為政府後 であった。それは彼等の帰国の方針が「連絡全国、一致対金:」と

援」であったからである。

て警察に阻止されたりするなど、活動はすでに当初より制(5・2) 帰国留学生代表が相ついで傅増湘教育総長、馮総統、段 時大学に来て学生を説得したが学生は応じなかった。蔡学 運動となった。北大学長蔡元培はこの事あるを聞き、朝六 そしてこれによって翌二十一日北京大学生らによる請願

約された。(金・二)

京入りした留学生が、十六日晩湖南会館で会議しようとし

しかし、警察による干渉、取締はすでに始っていた。北

ることを決め、さらに馮総統に対して、一協約に調印しな

これに呼応した。学生らは五月二十日夜北京大学をかり、 「救亡会」なるものを組織し、帰国留学生と一致行動をと

彼らは学界を中心に働きかけた。北京大学生易克嶷らが

べ、拒約を請願し「吾人此次の帰国は純粋に愛国の熱情に 総理、斬将軍ら当局に謁見し、やむなく帰国した理由をの 長はこの種の行動は学生のよくする所でないことを説き、

政治に干渉する意図ないこと」「協約は民国四年の第五項 係り、宗旨は正大、言動は穏健、反覆のべるように絶対に に比べてもただならず、時勢危殆なれば則ち廃学して以て

得ないと思っていた彼等に、早々より政府・警察の干渉が 既に禁止された。内政に干渉せず、政府の後盾となり、そ いずくんぞ用いん」とのべた。(5・28) 国を救う、亡国は大にして求学は小なり、国存ぜずして学 して救国運動となれば、支持されこそすれ、干渉などあり 「内政に干渉せざるを反覆弁明」したが十六日の会合は

着し、北京大学生千六百人がくると、一斉に脱帽して歓迎 の意を表したが、静黙にして人声を聞かずとある。さらに

師範学生二百人が制服で校旗をかかげ新華門総統府前に到 生還之時」と血書して出発した。こうして十時頃まず高等 感激させ、当日も指導者夏秀峰が「条件取消之日 為我輩 消 不達目的 勿限於五分鐘之熱血」と血書して学生らを

あったのである。

57 -

き議論激昂し、学生張伝琦は指を切り、「亡国之条件不取 整列して出発した。高等工業学校でも前々日より会議を開 心は十分諒とするも、この際予定の如く行動する外なしと まず自分は辞職したいと説諭したが、学生らは蔡学長の苦

笑語の声をきかず、この種厳粛の光景、北京空前のでき事 高等工業学生がきて集る者二千人、倶に静粛にして待ち、 なり、と記されている。ついで北京大学代表許徳珩、易克 会見を拒否した。学生らの強い要望により、呉炳湘の仲介 段錫明ら計十三名が馮総統に会見を申入れたが、 つ(5 た。24 ている。 の朝気を代表するに足る、中外の人士をして吾国青年の祖

守ってほしい、そして今日は段総理の方へ行くべきだった ので公表しないといい、最後に、諸君は必ず自分の面子を 説した。学生の筆記は許さなかった。軍事上の秘密である 権を害するものでないこと、また十二条を逐条朗読して解 日の行動は学長は許可しているかと問い、協定は決して主 た。総統は温顔ながら、学生は外事に干預すべからず、今 で、十二時過ぎ学生の身体検査を終えてやっと会見となっ

半代表の説明を聞いてまた整然と学校にもどった。 烈日の中静然と佇立し、毫も惰容なく待っていたが、一時

後に遅れてきた法政大学生らも加え二千余人は、この間

するの事、その態度の誠摯、秩序の整斉、均しく吾が国民 違いを聞かされ、すぐ納得し引下らざるを得なかったが、 「四大校学生二千余人、総統府に斉集し外交の挽救を請願 総統より逐条説明され、巷間流布されている二十条との

容ノ発表ニ依テ世人ノ不安ヲ除去セント欲シタルモノナル

ないとしており、その動機について「善意ニ解釈スレバ内 公使はそれが総統府筋よりの漏洩であることは殆んど疑い た「中日密約内容」十二条はほぼ正文と一致しており、林

響は実にまさに永久にのこらんとす」と当時の新聞は伝え り已に一段落を告げるといえ、全国民に対する精神上の影 国に忠なるを知らしむ。この日請願の挙、馮氏の暁諭によ この時、代表の一人であった許徳珩は『回憶録』の中で これは まさに 「北京学界空前之愛国挙動」 であ

動で、これが五四運動の前奏となった」と回想している。(弁) 動を行った。これこそ中国学生が行った最初の請願デモ運 「学生ら二千人が中日軍事協定に反対するため請願デモ運

反対及排日の支那人より使嗾せられて妄動せる形跡あり」(な) 本主義であるとの見方は当時の日本でもあった。「段政府 国日報』や北京の数種の新聞その他、『東方雑誌』等に出 とも報道されている。 また五月二十日前後の『時報』『中

学生との会見の末段で、馮総統が学生らは段総理のもと

へ行くべきと言った点に関し、馮派が段派を窮せしめる敵

ノドイツ人記者クンツェノ独探的行動、暗中飛躍与ツテ力院の争いはこの点にも現れていた。また「現北京ガゼット院反目ノ一徴象トモ察セ」らると分析しているように、府シ、国務院当局ニ一泡吹セントノ魂胆ヨリ出デタル所謂府日本側ノ抗議ヲ招キ、 政府ガ 頗ル 窮地ニ陥ル 可キヲ見越ヤモ計難ク、将又之ヲ悪意ニ解釈スレバ、是ガ漏洩ハ必然

二十一日の北京学生の行動が伝わるや、天津でも二十二

日午前十時、科学書院、南開中学、徳華中学、成美学校の

アルコト」とも報告されている。(8)

各学校ノ代表六名ヲ公署内ニ呼入レ、日支協約ガ毫モ支那バー歩モ動カズト主張シ、容易ニ鎮撫シ難カリシヲ以テ、したが、「学生等ハ省長ニ面会シ内容ヲ承知スルニ非ザレ学生約千名が省長公署前に集り、教育庁長らが解散を説諭

テ政治ニ奔走スルノ不心得ナルコトヲ、曹省長自ラ親ク諭ノ国権ヲ駿損スルモノニ非ザルヲ証言シ、学生ノ身分トシ各学校ノ代表六名ヲ公署内ニ呼入レ、日支協約ガ毫モ支那

生の態度極めて静穏だったという。四校だけにとどまった たので、南開中学の馬駿ら六名が省長と会見し、その間学 が現場に米た時も、学生は秩序を守り指示に従うと約束し 々帰校シ」だ。教育庁長、警務庁長、張伯苓南開学校々長 旨シタルヲ以テ、各代表者モ一旦引下リ、次テ学生等モ夫 あるにあらず、といい、以後学生の行動は当局によって厳 を惜しむ。諸君らの地位は団体を組織し外交に反対する挙

職するなら全員退学を決議したので奏も撤回し、同じく辞願い出たので「学生は泣いて謝罪し留るよう願い、もし辞北京の大学生の請願の件で蔡元培北京大学々長が辞職をのは、他の学校の校長が説諭したからだという。

北京大学初め各校は今回の件で、授業放棄はせず登校をしく慰留された。(%)

職を申出ていた高等師範・高等工業・法政学校三校長も均

国学生も速に日本に戻るように命じた。その意は「厳重圧煽動し不穏を図らんとするもので、直に厳拿懲弁する。帰誓系総監呉炳湘は布告を出し、軍事協定は決して国権を早く対応してきた。

諸君らの行動は何ら益する所なく、光陰を空しくするだけ貴重である。国家に事あれば為政者にその責があり、今回学回国は愛国熱誠に出るとはいえ、求学時代の光陰は誠にの」とみなされていた。さらに帰国留学生の活動を 禁止するものとみなされていた。さらに帰国留学生代表に対し、輟助し不穏を図らんとするもので、直に厳拿懲弁する。帰慮動し不穏を図らんとするもので、直に厳拿懲弁する。帰

重に監視された。

さらに傅増湘教育総長も二十二日長文の布告を出し、海

外にありて国際情勢に精通する留学生が深く考察せず、罷

めること火急の際に、諸君らはつとめて修養にはげみ、人

学帰国し、奔走呼号するは実に憂慮すべし、まさに材を求

材の希望を放棄するべからず、帰国の学生は速に日本に戻

り求学すべし、日本の留日学生監督にも未だ帰国しない学

生には安心して日本で求学するよう指示した。

に取締を行って学風を維持し、常規を逸する者は厳重に処 が集会など開くことあれば、校長は職員を督率して、厳重 さらに教育部は各省長、教育庁長に電文して、もし学生

分して寛縦せざれ、と指令し、各校学生が帰国留学生に呼

応しないよう電訓した。北京大学でも蔡元培学長は同様の(&)

趣旨の布告を出した。(88) 二十四日帰国留学生の代表阮湘らが呉炳湘と会見し、学

干渉をうけ、 精神上の 苦痛 名状し難い旨を 抗議したとこ 本にあって日本警察の凌辱をうけ、祖国に帰っても警察の 生が十六日の湖南会館での会合が警察の干渉で開けず、日 呉は協定十二条や、 三月二十五日の 交換公文を 朗読

しかもこれが永久の軍事同盟でないといえば、学生も

退かざるを得なかった。(5・28) 「倉卒の間で亡国の条件あるや否や敢え断言できない」と

在日留学生が動き出し、それに対応すべく新たに留日学

生の人格を尊重すること、口今次陸海軍協定及びその経過 を招いて茶話会を開き、その席上阮湘、王希天らは、日学 生監督に起用された前司法総長江庸も二十六日帰国留学生

を報告することを要求したが、江は留学生が日本警察から

したのみだった。 (5・28) 蹂躙をうけたことについては、然るべき弁法をとると約束

そしてついに教育部は五月二十八日布告第七号で傳増湘

布告した。 でに原籍の学校にもどれ、違背する者は除籍処分にする旨

手段」「以開除学籍恫嚇帰国学生」 で 帰国留学生に せま

り、北京での活動は非常に困難になってきた。 船切符は売切れて、切符を得るに何日か待たねばならない その間日本からの帰国者の数は増え、六月五日までの乗

状態であったという。(ほごの)

江蘇・江西・湖北・広西・雲南・四川でも帰国留学生や

総長の名で、在京の帰国留学生は日本に渡り、六月十日ま これら「悪政府対待留学生之毒手」「北京教育部之卑劣(g: s)

づけた。この 学生はそれぞれ拒約の請願電報をうつなど独自の運動をつ

天

六月七日段祺瑞は阮湘ら留学生代表と会った際、学生が 津

協定を公布して群疑を解んことを求めると、段は協定公布 は各国に成例なく、吾国ひとり異ることはできないという

と、学生は日本の吾国を併呑しようとする野心明らかで、

東亜平和維持とか中日親善の美名も、結局は併吞の代名詞

ているという。 にすぎず、大隈の弾圧政策も寺内の籠絡手段も、趣きは異 なるが帰する所は同じというと、段は寺内は誠実をつくし

ず、逆に干渉と弾圧の中で効果は上らず、目的は殆んど達 せられない状態であった。このような状況の中でついに学 学生も結局、秘密協定を公表せよと迫る以外方法をもた

生らは、六月十七日に救国団北京支部を天津に移すことを 務めて各界と連合し、同胞に警告し、大難の将に至らんと 讒言中傷多く、言動不自由な北京より支部を天津に移し、 議決し、翌日離京に際し書面を発表し、当局の疑忌を招き、

するを暁然知らしめんためと宣言した。より新たな展開をほるを暁然知らしめんためと宣言した。より新たな展開を

求めて北京を退かざるを得なかった。

統ニ対シ該協約ヲ批准セザル様電請スルコト | 口各友邦ニ で、しかも連合会も協定に批判的で、五月十八日、日大総 支部を設立した所であり、折から全国商会連合会が開催中 始め、五月十三日に帰国した十一名がいち早く救国団天津 天津は前述のように、留学生が帰国する以前から活動を

し、さらに北京各国公使館に「共和国臨時約法第二条によ(g) せざれば人民は之を承認す能わざる事を宣言す」と打電し ていた。学生はその商人層との連合を期待した。また五月 り国家の主権は人民全体に属す、如何なる条約も之を通過 機関ニ対シ一致シテ本協約ニ反対スル様勧告スル等を議決

界商民ニ宛テ該協約ヲ否認スル理由ヲ電報スルコト(四各) 通電シテ全国商民不承認ノ理由ヲ説明スルコト 📁日本商

二十二日には前日の北京での学生の請願デモをうけ、天津

の学生も省庁へ請願デモをした。

だ有らざるの良会」といわれるほどで、運動参会者を感激 分は救国の二字にあいていたが、宋則久の救国の演説をき せしめ、当時活動家の一人でこの頃帰国した曽慕韓も、自(六二四) 方、宋則久らの進めていた国貨維持会は「天津商会未

いて思わず涙したという。六月二十日には救国団天津支部

にはいかなかった。曽慕韓はこの直前六月二十日、日本よが、救国団支部を天津に移してからの運動も必ずしも順調て感ずる所あらしめ、成績頗る見るべきものあり」とある労働部宣言を出し「当日より労働を実行し、天津市民をし

私をして比京で豆留するを午さなかって。「十十七日まられて北京に入った時、政府は已に警察をして帰国留学生をび天津入りしたが当時の天津の状況をこう記している。

り大連にもどり二十五日天津より北京入りし、七月五日再

し、親日の危険なるを痛論した。王君はしばしば京津を往かったので、会所をイタリア租界にかり、排日の文告を発も当局の指示をうけ、我々のフランス租界に入るを許さな留日学生救国団支部を天津に組織した。時にフランス領事駆逐して北京に逗留するを許さなかった。自分は王君らと「北京に入った時、政府は日に警察をして帰国留学生を一北京に入った時、政府は日に警察をして帰国留学生を

来し学界に運動し、全国学生愛国会を組織し根本の改造を

謀らんとした。当時我々は文字により宣伝する以外、国貨

ルモ、同地官憲ノ干渉アリタルヤニテ、更ニ伊太利租界ニハ過般北京ヲ追ハレテ当地ニ来リ、仏国租界内ニ仮住シタであるが、これは天津総領事の報告、「留日支那学生十余名た。」同志であった一高生王希夫を 悼む 後年の文章の一部貨を北京・天津駅で販売し、その活動は同志中最大であっ販売部を組織しもって抵制日貨を実行した。王君は自ら国販売部を組織しもって抵制日貨を実行した。王君は自ら国

ル支那警察庁ノ取締ハ頗ル厳重ナルヲ以テ、該学生等ハ支国団天津支部労働部ナルモノヲ組織シ……右学生等ニ対ス

移リタルガ、目下当地ニアル是等学生ハ十二名ニシテ、敕

ニ幕レ居ル者ノ如シ」と大体符合している。
ヲ行商シ居ルモ、一般ニ之ヲ顧ミル者ナク、学生等モ途方租界ニテ国貨提倡ト称シテ、各種支那製文房具並ニ書籍等那町ニハ一歩モ踏ミ込ムコト能ハズ、外国租界就中伊露両

上海方面ニ密報シツツアル形跡アリ。…… 要之彼等留学生雑貨ヲ行商スル旁ラ、北洋系重要人物ノ去米行動ヲ探リテは「彼等学生ハ今尚ホ依然トシテ国貨奨励ト称シテ各色ノこのように妨害もはげしく進行困難で、七月中旬の状況

ノ言動ハ各方面ノ同情ヲ惹クニ至ラズシテ寧ロ議者ノ擯斥

逸脱するもので、速かに査禁すべし」でとどめをさされた。を各地方におかんとしている。これら行動は教育の範囲をあって、救国団、愛国会名義で各校生徒を集め集会し、分会はカラズシテ自滅スルノ外ナカルベシ」であった。これは遠カラズシテ自滅スルノ外ナカルベシ」であった。これはヲ買ヒ居ル所ナルモ、最早此上発展ノ見込ナキハ勿論、何レヲ買ヒ居ル所ナルモ、最早此上発展ノ見込ナキハ勿論、何レヲ買ヒ居ル所ナルモ、最早此上発展ノ見込ナキハ勿論、何レ

上海

初志を貫くべく場所を上海に移して運動を継続した。「つ して天津を離れ上海に赴いた」一人であった。 いに北人の観聴を動し難き」に失望した曽豪韓も「憤然と 京津での活動が困難になった中で、まだ何人かの同志は

以後上海が運動の中心となった。上海は近くは一五年二

月頃協定の内容が漏洩されてくると、いち早く対応し出し 十一ケ条要求の際にも在日留学生が帰国して反対運動を行 一般人も救国儲金運動を展開した所である。今回も三

央政府や各地に打電したこと、さらに翌日『時報』が協定 の内容二十条を発表して、人心を非常に動揺・激昻させた 二十三日には上海の三十七の各種団体が協定反対の旨を中 新たな外交危機の切迫を踏えてのことであった。四月 四月十八日岑春煊・盧永祥らが南北調停を要請したの

ここに投稿したことを記している。『国民雑誌』第一巻第四 らないが、記事が『民国日報』に転載されたり、曽豪韓も 機関紙として『敷国日報』を発刊した。その内容はよく分 十二日で、すぐフランス租界内に敷国団本部を設け、一部 ことは前述の通りである。 帰国学生が北京や故郷へ向った後も本部であった。そして 日本からの帰国留学生の第一陣が上海についたのが五月

> 川学生に宿舎を提供せんとする者もいたが、護軍使盧永祥 では凱旋兵のように歓迎をうけ、呉玉章らのように帰国四では凱旋兵のように歓迎をうけ、呉玉章らのように帰国四 うとし、頗る海内外の読者の歓迎をうけている」と記され 光遠大、田価格低廉をあげ「本報は出版より約一年になろ 特色として、日宗旨正大、日内容豊富、白議論穏健、 五月中旬より留学生が続々と上海に帰ってくる毎に埠頭 (4)

ている。

号(一九年四月一日発行)の広告欄に『救国日報』の五大

いる た。 18 はすぐに軍警各機関に学生の行動を探査するよう訓令して

で全国国民大会を開き、大会成立後、政府に重要人物を派 て各省会をつくり、各省国民大会成立後、八月一日に上海 二十日までに国民請願会をつくり、それより代表を派遣し

定を承認しないことを要請し、各地の紳士を糾合して六月

彼らは、上海に全国総機関を組織し、中央政府に対し協

人は北京の各国公使館に「北京は非法政府なり、段氏は民 これと呼応して上海の国会議員趙世鈺・田桐ら百八十六

国の罪人なり、到底民国を代表するの資格なし、凡そ条約

を策定した。
(2) 進し国民の公論をのべ、此次外交を解決せんとの進行方針

— 63

ず、我が友邦の監察を乞う」と打電した。当然効力を生ぜず、 たとえ 調印するも 国人誓いて 承認せを締結するは須く国会の同意を付すべし。新約結了するも

を決めた。 (6・8) を決めた。 (6・8) で決めた。 (6・8) では、二十八日には各全国学生連合会を組織することを発起し、二十八日には各全国学生連合会を組織することを発起し、二十八校の代表者を集め、

し、学生の動向に注意し三日毎に報告するよう電訓してい圧抑民気」と報道されている。段祺瑞も盧永祥護軍使に対が加ってきた。松滬警察も学生の集会を禁止し「官吏只知しかし北京で請願デモがあった直後より急速に運動弾圧

(で、を) (で) いは故郷に帰った帰国留学生に六月中旬までに日本の原校いは故郷に帰った帰国留学生に六月中旬までに日本の原校した翌二十九日には、教育部総長名で、上海に滞留し、或た。そして在北京の帰国学生に日本の学校に帰るよう命令

意ニ値スベキモノトハ認メラレズ、尚彼等ハ仏国租界ニテ鉄筆板ヲ使用セル極メテ粗末ナル撤紙風ノモノニテ格別注情モ予期ノ如クナラズ」とかで、「彼等ノ出ス檄文ト雖モ派の資金援助を得ているとか、「市一般ノ資金ニ対スル同派の資金援助を得ているとか、「市一般ノ資金ニ対スル同

挙ゲ得ザルモノト察セラル」と日本領事は報告している。 (3) と別本領事は対している。 (3) アルヤニ伝へラルルモ、結果左シタル効果ヲモラレザル結果、国貨奨励ヲ唱ヘテ暗ニ目的ヲ貫徹セントノル所トナラズ……将又彼等ハ日貨排斥計画ノ商人側ニ容レム開演説等ヲ催ス計画モアリタル所、同租界官憲ノ許可ス公開演説等ヲ催ス計画モアリタル所、同租界官憲ノ許可ス

が拒約の請願行進を行った。上海公学・復旦大学・中華学が、上海の学生も五月三十一日に北京にならい、二千人をディイン。

ち、最後に中華民国万歳を三唱して解散した。その際盧永をおいて他に良策なしとし、代表の会見中も整然として待長らは勧阻しようとしたが、国家危急の際、この請願主義表十四名が盧護軍使に会見して請願書を手交した。各校校校・留日学生団が整然と隊伍を組み使署まで行進して、代

して可で改功して之を用いんやっと批判している。・1)教すべし、といったというが『民国日報』は「学生を抑圧り、軍力が薄弱であれば民力がこれを済け外交の失敗を挽

祥は、外交の最要の後盾はまず軍力であり、次に民力であ

極的に支援し、国民の響応をよびかけた。(余・1)に重点を移さざるを得なかった。『時報』社もこの運動を積拒約の成果はあげられないまま、彼らの目標は提唱国貨して何ぞ鼓励して之を用いんや」と批判している。

救国団は労働部を設立し、(甲)提倡国貨 (乙)利用労働

の 賤しむべからざる、 安逸に 流れざるを 知らしめたとい苦が上海人の称賛を得、労働部成立以後、人々をして労役働に従事し、順次百貨店に行って日常品を販売し、その労弱之弊 (丁)将所得利息、補助救国団、を宣言し、実際労機会、実行社会講演 (丙)養成勤労習慣、以矯正士驕奢文機会、実行社会講演 (丙)養成勤労習慣、以矯正士驕奢文

ある。

にはことで見るとまずり、このであって、あるによって目前が上海県公署に貼り出された六月六日、留日学生救国団は日本にもどれ、さもなくば除籍するとした教育部の布告

う。 (H: HO)

・取締の状況をのべると、学生は非常に憤激し、ついで将立、北京への移設、それより教育部・警察のきびしい監督人、まず入京学生を代表して劉滌欧、阮湘が、天津支部設全体大会を復旦公学で開いた。午後一時、参会する者四百ヵ上湘県公署に見り出されたプリプト「留日当生業国民に

本就学、並将此案通告全国、以示吾人明確之態度、(乙)拒来の進行方針として、(甲)全体表決、帰国同人誓不再回日

約事項、(丙)維持団体現状、並促未帰学生事項、(丁)籌弁

大学及専門学校事項、

(戊) 本団将来之 結束 及永久存在機

見るべく、彼は教育上よりも我を亡さんとしつつあるもの問題にもふれ「これらはいずれも日本の政策実現の一端とを出した。その中で犬養毅の提倡する日中合弁の大学設立関、を決め、さらに附言として「誓不再渡日本求学宣言書」

吾人等が誓て再び日本に留学を決議せざる所以なり」といい国を亡す所以にして、到底吾人の忍ぶ能はざる所、これなり、吾人笈を万里に負うて日本に赴くは、実に自ら進ん

して連合大会を開く、国民大会を計画し国民対外宣言書を前条の甲~戊事項は更に内容を、紳・商・学各界に連絡

での就学状況を調べ、大学を創設するための準備とする、す、江蘇省教育会が上海で補習学校をつくる、学生の日本発布する、提倡国貨に尽力する、未帰国留学生の帰国を促

長王兆栄やアメリカ華僑代表も来て全体職員会議を開き、ル」ものと判断されていた。救国団が十日に北京から幹事ベキヤハ甚ダ疑問トスベク、 結局 大ナル 影響ヲモ 表サザ体的に規定したが、「其果シテ如何ナル程度迄実行ニ至ル

とに集中した。りはしたが、拒約問題よりこの進行方策を実施していくこりはしたが、拒約問題よりこの進行方策を実施していくこ

十一日にも全体職員会議で評議部をつくることを決定した(6:13)

十二条になり、即ち、留学生の帰国の目的も達せられたとまた沈彭年を上海に派遣し、外間伝えられている二十条も(6:3)

段政府は五万元を教育部に交付し日本へ帰る資金にし、

全国学生連合会の組織を計画し永久存在機関とする、等具

るよう説得した。(ぱっぱ)という、また新に大学を創設する経費もないから早く日本に帰

ど、官憲による取締りもいよいよ急になってきた。(6:2) 松滬警察によって 協定に 反対する 書籍が 査禁されるな

四 福州・南京他

二、輿論に寂然トシテ声無ク、……生死存亡将ニ此ノ数日ナル無シト云フ。……之レガ対抗策ヲ講ゼザルベカラザルザルニ依ル。……今次日本新提出ノ条件ハ前ノ第五項ト異日本ノ第五項ヲ撤回セルハ我ガ政府国民ガ死ヲ誓テ承認セ日本ノ第五項ヲ撤回セルハ我ガ政府国民ガ死ヲ誓テ承認セは早い段階から対応した。福州発行の『求是報』外二三のは早い段階から対応した。福州発行の『求是報』外二三のは日間題で

ことを勧めた結果、福州では五月二十七日より他の地方でしかし、在日留学生が帰国し各校に示威的行動をとらん傍観スルニ止ムルベシ」と答えていた。(18)ぎずと極論したが、商務総会々長黄秉栄は「暫ク其成行ヲぎずと極論したが、商務総会々長黄秉栄は「暫ク其成行ヲ

日の『福建実報』も日本人の云う日支親善は悉く毒薬に過

ニ決セントス」とむしろ国民の喚起を訴えていた。五月十

は見られなかった同盟休校を実施し、目的の貫徹を見ざる

ほど熱心であったという。 ほど熱心であったという。 ほど熱心であったので、王道尹は尚再考を求める 類なる意気を汲んで之を応援せられたし、と請うた所、黄 動に慎重な黄秉栄に対し王善荃道尹は商務総会は学生の熱 動に慎重な黄東栄に対し王善荃道尹は商務総会は学生の熱 (3)

は日本に帰ることになったという。
活動は困難で、吉林省留学生三十余名も六月十二日までに活動は困難で、吉林省留学生三十余名も六月十二日までにしたが、張作霖は徹底的な監視・弾圧を加えたので、そのしたが、張作霖は徹底的な監視・弾圧を加えたので、その東三省に帰国した留学生も「鉄血団」「殉国団」を 組織

田 広 東

段祺瑞政権のあった国都北京はもとより、天津の華北地

も彼らが、内地学界、広東同郷会、各団体に呼びかけたこ ず、士気の猶存するに足るを証す、とされているが、これ 約救国団の国民大会へと組織するに至った。当日雨の中一 は広東督軍に上書するなど活動をつづけ、七月十七日は拒 約救亡の旗は一般市民の注意を喚起したとある。 留日学生(これ) 生らは行進を行い国会万歳・民国万歳を大呼し、掲げる拒 した。こうして彼らが帰国して月余にして国民大会が開か 万数千人が集り、密約は実に亡国に足りて余りあり、故に るものは貴国会をおいて他なしと期待していた。さらに学 京参議院も非法組織、よく民意を代表して拒約して存を図 人の幸甚とし、今段祺瑞は驕横、吾民の請命をきかず、北 の無効を宣言し中外に宣布するなら、中国の幸甚、四万万 承認を得ない密約は無効であり、貴国会においてこの密約 海などの華中でも運動には干渉・弾圧があったが、軍政府 方、東三省地方でも、或いはかかる運動の伝統のあった上 会に赴き請願書を提出し、約法第三十五条により、国会の の置かれていた広東は多少事情は違っていたようである。 一致して堅拒し、さらに各界連合会を設立することを提議 六月十二日広東で国会が開かれるや、留日広東学生は国 ついで各界連合会へと発展したのは、民気の未だ死せ

ったのも、それを支える基盤が他の地方より強かったから生の活動が、休暇に入ってから後も積極的に展開されていた。、将来の実功を求めて地方に散っていった。広東で学を見ること能はざるも、亦将来に於いて功を収むべし」とを見るとと能はざるも、亦将来に於いて功を収むべし」ととが与って大であった。そして更に休暇に入ると、講演団とが与って大であった。そして更に休暇に入ると、講演団とが与って大であった。そして更に休暇に入ると、講演団

百名に広東へ向うよう指示していた。 (元・三さいたが、上海の状況をみて、上海在住の広東・四川留学生この時、孫文は、広東から日本へ行きすぐ上海に戻って

と思われる。

四、挫折・新たな運動

) <u>ĕ</u>

日本へ帰ることを拒否する帰国留学生にとって最大の関日本へ帰ることを拒否する帰国留学生を学継続を呼びかけていた。日本から帰国を決議した時も、学継続を呼びかけていた。日本から帰国を決議した時も、し、曽慕韓はそのために梁啓超に手紙を書き、帰国学生に勉し、曽慕韓はそのために梁啓超に手紙を書き、帰国学生にとって最大の関

に敷国団籌弁学校委員会を成立させ検討させた。富くじを 救国団も六月六日大会の議決に基き馬鳴鸞委員長のもと

なくした。

感じたが、両者の違いを説明され、さらに追及するすべも

発売して学校新設の財源にするとか、或いは月収の百分の(6:4)

が立案されるなど様々の構想が真剣に検討されたが、結局

学に受入れてもらえるよう働きかけたり、それを張謇に紹 すべてならずに終った。 **倉卒に大学を創弁することが不可能であれば、既設の大**

になって 帰国留学生は 先の命令や 父兄などの 勧めもあっ しかし結局国内で就学した者は極めて少く、夏休み以後 介してもらうよう依頼したりした。(?:※)

て、少数のものがアメリカの大学に留学していったのを除(***)

き、日本へ帰っていったものも多くいた。

が公表を拒否しつづけたため、かえって重大な秘密が匿さ とほぼ一致する十二条が既に流布されていたものの、政府 布の実現はならなかった。協定公布の点も、事実上本協定 結局、帰国留学生や一般人の求める協定拒否とか協定公

されて以来、これがより真実なものとして、国家の危機を れていると感じ、先に第五項的なものを含む二十条が宣伝

> 家存亡」の危機を感じ「政府の後盾」となるべく、対外問 留学生は「亡国は大なり 留学は小なり」と帰国し「国

院の争いといった現実のきびしい内政問題を前に「不干渉 内政」を しばしば 宣言にもっていた。 対外に集中するこ 題に集中しようとした。当時、所謂南北の対立、或いは府

外協定と内政が無関係どころか、逆に重大な係りがあるも できるものでなく、外政はもとより内政の延長であり、対

遂行し難かった当時の現実の政治的状況があり、また彼ら

と、内政に不干渉を繰返し宣言しない限り、彼らの運動が

ので、 これを 区別できるとした 彼らの意識の 問題もあっ

た。「不干渉内政」の立場の表明が逆に教育部、警察の取

締・干渉を招く要素にもあった。

然で、 が本意であろうが、凡そ政争には様々な立場があるのは当 がある。これは国民一致結束して対外問題に当るというの さらにこれもしばしば宣言などにもられた「一致対外」 これも 逆に一致した 部分でしか 行動がとれなくな

り、自らを縛る結果になったのではなかろうか。結局運動

の力量の限界もあった。しかし、内政と外政は裁然と区別

をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのではなかろうか。をかえって矮小化させることになったのである。

口 新たな運動

積極的に街頭に出て民衆の啓蒙活動も開始された。幻燈講織を強くもっと広く救国・反帝の啓蒙活動が始められた。頃から、初志を貫かんとするグループによって、さらに組に入って学生が離散し、帰国留学生の一部が日本に戻ったい限り、意気長く運動を続けるしかなかった。七月夏休みい限り、意気長く運動を続けるしかなかった。七月夏休みい限り、意気長く運動を続けるしかなかった。七月夏休みい間が発生のと広く教国・反帝の啓蒙活動も開始された。幻燈講像を強くもっと広く教国・反帝の啓蒙活動も開始された。幻燈講像を強くして、

演会もその一つである。(第二級)

天津では日本へ帰国命令が出た後、救国団天津支部は「大

学生救国会は公開活動が困難だったので、国民雑誌社を

会をもち、蔡元培が演説した。 支援の教授が拠金し、十月二十日北京欧美同学会で設立の 事実上学生救国会の機関紙となった。経費は各地の学生、 のより『国民雑誌』を発行することになり『国民雑誌』が

され、 的軍国主義であると指摘し、新アジア主義は即ち民族自決 亜主義」は、日本の提唱する大アジア主義は平和主義でな げ、第三条で雑誌の四大宗旨として、台増進国民人格 幕明けへの決意を示す如き感があった。 執筆されている点をみても、新しい年を迎え新しい時代の アジア主義であるとのべた。この論文が一九年一月一日に と民族解放の基礎の上に立った日本帝国主義に対抗する大 吞する帝国主義であり、アジア的民主主義ではなくて日本 くて侵略主義であり、民族自決主義でなくて弱小民族を併 一巻第二号にのった李大釗の論文「大亜細亜主義与新亜細 の第二条では、一般青年学士公共言論機関であることをあ 『国民雑誌』第一巻第一号は一九一九年一月一日に発刊 発刊の辞は蔡元培の筆になり、国民雑誌社組織大綱 (=)

して日本に(口放棄特殊地位也) 闫軍事協約之取消也(四)同号にのった黄日葵の論文は「亜東永久和平之基礎」と

与共和之前途」を書き「団体与青年」と改名してそれにのにかく多くの団体が簇生しており、また機関誌を出すものにかく多くの団体が簇生しており、また機関誌を出すものあり、独自の啓蒙活動を行っていた。
五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、この頃より五四運動勃発時にかけて各界が組織した団体との頃より五四運動勃発時にかけて各界が組織した団体

準備会は、この反対運動のさなか六月三十日になされてい(20) は、同じく帰国留学生張夢九も参画するなど「救国」の立せ、同じく帰国留学生張夢九も参画するなど「救国」の立場から運動を継続していた。 割を果したと蔡元培もかつて評価した少年中国学会の設立場から運動を継続していた。 であろう。その正式成立は五四以後の一九年七月一日、『少であろう。その正式成立は五四以後の一九年七月一日、『少田中国』第一巻第一号の発刊は七月十五日であるが、設立年中国』第一巻第一号の発刊は七月十五日であるが、設立年中国』第一巻第一号の発刊は七月十五日であるが、設立は、同じ、同じ、日本のでは、1000円のであるが、設立は、1000円のであるが、設立には、1000円のでは、1000円のであるが、設立は、1000円のであるが、設立を開会は、この区対運動のさなか六月三十日になされている場合には、1000円のであるが、設立は、1000円のであるが、設立は、1000円のであるが、設立を開会している。1000円の立ては、

る。そのメンバーの一人であった曽慕韓は当日の日記に、 「午後潤璵 (王光祈)、太玄 (周無) 来り、愚生 (陳清)、夢 の成立大会でこのように改めた。とにかくこうしてヤング(室)

瀛通信社をつくって本国と連絡をとっており、また七月十にたずさわり帰国した学生で、彼らは日本にいる時から華 針を決め、規約に背かざるよう約した」とある。このうち 陳愚生、張夢九、雷眉生はともに在日留学生で、反対運動 に赴き、少年中国学会を発起さすを商議し、今後の進行方 九(張尚齢)、眉生(雷宝菁)六人で南横街嶽雲別張文達祠

よび改定章程を検討している。 二・十三・十四日三日間にわたり、少年中国学会の宣言お のちに少年中国学会の発起人になったのは李大釗を加え

員は一○八人になったが、主要なのは、Hソ連十月革命に た七人であるが、彼も日本より帰国したばかりである。会

口実践 三堅忍 四倹樸とあるが、準備会の宗旨では、為社会的活動、以創造"少年中国"、第三条信条は、一奮闘 移末世風気 H 振作少年精神 となっていたのを一八年七月、少年中国学会 口研究真実学術 四転

正式の少年中国学会規約第二条宗旨は、本科学的精神、

センの「人形の家」をのせ、旧道徳を批判し、新しい啓蒙いた。一八年五月には、魯迅の「狂人日記」六月にはイブ

運動を始めていた。そして一八年十月の第一次大戦の終結

李大釗はこの大戦勃発を帝国主義競争の結果と

をふまえ、

とらえ、そして終結を「庶民的勝利」 「Bolshevism 的勝利」

により、軍事協定反対運動の中から発起されたことは、非 は五四以後のことであるが、この準備会が、彼ら帰国留学生 ・チャイナの創造をめざしていたのである。その実際活動

常に重要な意義をもつものである。

秋頃から準備が進められ、一九年一月一日に第一巻第一号(②) しい運動をおこそうとしたのが、『新潮』である。一八年の 一方、北京大学学生を中心として、思想・文芸の上で新

た。その点、三年前より「デモクラシイとサイエンス」を(8) し、文芸の復興を標榜して意識の改革をめざすものであっ その『新青年』もこの頃、新しい意識の作品を続々のせて 口号に出版されていた『新青年』と呼応するものがあった。 て新しい 道徳を提唱し、 旧文学に対し 新しい文学を 創造 文の訳名を「ルネサンス」というように、旧道徳に反対し が出版されたが、編輯に傅斯年、羅家倫が名をつらね、英

謳っていた。 ドイツ公使ケトラーの『克林徳碑』で新しい時代の到来を(2) として二論文を書き、陳独秀も、義和団事変時殺害された

ととらえる中で、「主張公権、反対強権」の八字を宗旨とし ある。ドイツが敗北したことを「公理が強権に勝利した」 自らの立場を鮮明にして登場させたのが、『毎周評論』で

していたものの、その政治的な立場に不満を感じる人が、

しかし、その『新青年』が新しい問題意識の作品を掲載

て、 十二月二十二日に創刊された。 陳独秀が 発刊詞を 書

取消

備工作をなした」とされている。 (3) 場争を報道した。そしてこれが「五四運動に対し重要な準 行い、 反封建的 文化思想を宣伝し、 社会主義 思想を紹介 積極的に軍閥と日本帝国主義に反対する政治的言論を 彼のほかに李大釗・髙一涵・王光祈らが参画した。以 ロシア・ドイツ等における社会主義革命と植民地民族

お ゎ IJ に

ってさしもの世界大戦も終りをつげ、中国各地で戦勝の祝 九一八年十一月十一日コンピエーニュの休戦条約によ

賀行事が行われ、ケトラー碑も破壊された。 (fi・セ)

を通電した。いい るの宣言に従い、中日軍事協定の取消しと、青島返還要求」 に防敵の必要なく、また日独開戦当初日本が青島を還付す 省長・教育会・商会及び各新聞社に「戦い既に終り、已

留日学生救国団はすぐさま北京政府・広東軍政府・督軍

議した。教育会、総商会から二名ずつ派遣し、提出する条 始まると、留日学生救国団は、赴欧公訴団を送ることを提 翌一九年になって、一月末からヴェルサイユ講和会議が

件は、日一五年の二十一ケ条取消に一八年の軍事協定の

条であった。
(3)
方武人と日本とが私結した一切の借款条約の取消 そして三月には北京大学で「増進平民知識、

・黄日葵らも加入し、学外へ活動を拡げていった。自覚心」を宗旨とする平民教育講演団が組織され、 ヴェルサイユ会議での中国側の要求がほぼいれられない

日に予定されていた国民運動を繰り上げ、 のが五月四日、 という情報が五月初頭北京に伝わった時、 それがまさに五四運動の始りであった。 示威運動に出た 七日の国恥記念

日中軍事協定反対運動は拒約も廃約ももとより成果を得

喚起平民之

等六ケ

見る能わざるも、将来に於いて効を収むべし」と新しい希(8:3) 軍事協定反対運動はその前奏であり、その後の運動の連続 望と光明を将来に見出し、新たな啓蒙運動、意識の改革運 の上にあったのである。 展開されていく中から、五四運動は生れたのである。日中 動、救国運動、反帝運動のため、広汎な運動がねばり強く なかった。しかし挫折と暗黒の中から「今日において功を そして五四運動が全国的な運動に展開したのも、この軍

盤を作っていたからである。 五四運動が 時代を 画期づけるとされる 「内に国 賊を除

事協定反対運動が全国を喚起し、これが全国的に発展し基

に抗し、うち国賊を除くにあり」といわれており、新しいの問題にあらず、中原の士気を重振し、もって、そと強権 をくだけ」「毅然として輟学帰国するも、僅かに一時外交(ほご) 帝国主義運動の口号も、軍事協定反対運動当時に「最有力 の救亡をなし、うち国賊の胆を寒からしめ、そと強鄰の謀 き、外に国権を争う」のスローガン、即ち反封建主義・反

学忘愛国、不以愛国廃求学」であり、その立場は支持され そして北京大学生らが廃約を請願する時の言が「不以求

半数以上の兵器受容もしくは日中合弁の兵器廠設立

田武昌

運動は一八年より始っていたのである。

ていたが、帰国留学生にとっては、就学問題もままならな(な):23 は誠に真剣な問題であった。留日学生救国団が最後までね 排斥等の具体的行動には出なかった。帰国留学生にとって との間に意識の上に多少の違いはあったし、商人層も日貨 い以上、事実上の廃学に等しかった。帰国留学生と一般人

ばり強く主体的に学界を始め、各界に働きかけたことが、

五四運動への基盤をつくったのである。

(1) 黄福慶「五四前夕留日学生的排日運動」(『中央研究院近代

史研究所集刊』第三期上冊一九七二年七月)笠原十九司「日

中軍事協定反対運動―五四運動前夜における中国民族運動の 展開丨」(『人文研紀要』中央大学人文科学研究所、第二号、 一九八三年七月)本稿は両氏に負う所大きい。

第二項―南満州および東部内蒙古に関するもの七条、第三項 ―漢冶莾公司に関するもの二条、第四項―中国沿岸港湾・島

(2)山本四郎「参戦・二一か条要求と陸軍」(『史林』第五七巻 (3) 二十一ケ条要求の大要、第一項―山東省に関するもの四条 関するもの七条 | 一中央政府へ日本人の政治財政軍事顧問傭 燠の不割譲・不貸与に関するもの一条、第五項―中国全土に 日中合弁もしくは多数の日本人警察官の傭聘 四日本からの 聘(1)日本人の病院寺院および学校の土地所有権(三警察の 三号、一九七四年五月)

<u>15</u>	<u>14</u>	頁	13 陶	<u>12</u>	(ii) 長	者	書	<u>10</u>	を略	9	年九月	8 El	て	7 長	十二月	6	京英	5	同書	(4) 植	布教権	よび	州を	と
『外交文牘』(1) 駐日本公使致国務院外交部電、三月八日	『日本外交文書』 二一上、第二八四号文書		(3) 陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』第四冊、一二四~一二六	『外交文牘』臼駐日本章公使致外交部電、二月二三日	(11) 長嶺前掲論文	以下、同様)	(以下、この場合二―上と略記する。句読点、濁点は引用	(10) 『日本外交文書』 大正七年、第二冊、上巻、第二六八号文	を略す)駐日本遠公使致外交部電(民国七年二月六日	(9) 『外交文牘』 🗀 中日軍事協定共同防敵案(以下、この条	月	(8) 臼井勝美『日本と中国―大正時代―』 一二八頁、一九七二	て」『軍事史学』第一一巻三号、一九七五年十二月	(7) 長嶺秀雄「一九一八年締結の日華共同防敵軍事協定につい	月	同右書、日政府対華政策及対中国時局之処置、	京英文京報文件 一九一七年一一月二〇日	(5) 『五四愛国運動檔案資料』外交部等処理日使要求取締、	同書第八篇第一次大戦と東亜	(4)植田捷雄『東亜外交史』下、四九七頁~	権	よび港湾の設備に外資を導入する際の事前協議(出日本人の	州をむすぶ鉄道敷設権供与	と九江―南昌線に連絡する鉄道および南昌と杭州、南昌と潮
(山) 駐	入書』ニー		沣軍閥統治	一门駐日本	又	様)	の場合ニー	义害』 大正	本章公使	 		日本と中国	上第一	一九一八		政府対華政	件一九	運動檔案內	一次大戦で	東亜外交点		備に外資な	追敷設権供	級に連絡す
1本公使教	上、第二		日時期史話	本章公使教			上と略記	止七年、第	以外交部電	口軍事協定		四一大正時	卷三号、	井締結の日		政策及対中	一七年一一	科」外交	東亜	之。下、四·		を導入する	等 网络	9る鉄道お
国務院外	一八四号文		13 第四冊	外交部電			はする。句	三世, 上	民国七	共同防敵		代一二一	一九七五年	華共同防		-国時局之	月二〇日	命等処理		九七頁~		際の事前	建省にお	よび南山
交部電、	書			、二月二			読点、 濁·	巻、第二	年二月六	案 (以下		二八頁、	十二月	敵軍事協				日使要求		一九七四		協議出	ける鉄道	と杭州、
三月八日			~ 二六	日			点は引用	六八号文	日	、この条		九七二		定につい		一九一七年		取締、北		一九七四年九月、		日本人の	鉱山お	南日と潮
≘		≈	≈		<u></u>	a	≘			a	a		a	a		~	○	•	•	•	\circ		<u> </u>	
(33) 同右文書	五日	(32) 同右文書	(31) 同右文書	二七日	30) 外務(23) 『京5	28	点、濁	野外相	2) 外務	26) 「晨	章中日	25) 王芸	(24) 『亜	国際環	(23) 関寛	22) 『日	(21)	(20) 長嶺	(19) 同右書	18) 同右書	百	(17) 同右書	(16) 同石書
义 書		書	人書		有保管文書	伴タイムス	4外交文書	濁点は引用者	処四月一八	19保管文書	選報 』四日	章中日軍事協定参照	生『六十年	地亜時論!	境の誕生』	冶二九一	本外交文	『外交文牘』(1)	長嶺前掲論文	書	耆	本外務大 臣	否	晋
在広東		在上海	天津軍		(30)外務省保管文書、在天津松平総領事より後藤外相宛、四月	(29) 『京津タイムス』五月一八日、同右書、第三六三号文書	『日本外交文書』二―上、第三三七号文書	4 以下、同様)	野外相宛四月一八日(以下、日支軍事協約一件を略す、句読	(27) 外務省保管文書、日支軍事協約一件、在中国林公使より本	(26) 『晨鐘報』四月一八日、社論「論日本新要求」	觚	(25)王芸生『六十年来中国与日本』第七巻二四〇頁、第六十五	『亜細亜時論』第二巻第七号 『報知新聞』六月一日	国際環境の誕生』三一五~一六頁、一九六六年十一月	関寛治「一九一八年日中軍事協定の締結」(『現代東アジア	(22)『日本外交文書』二―上、第三七六号文書付属書			参謀本部	日本使館	日、日本外務大臣復駐日章公使函、同日	附駐日意	駐日本意
在広東太田総領事より後藤外相宛、五月		在上海松井中佐より参謀総長宛、	天津軍司令官より参謀総長宛、五月三日		松平総領書	八日、同	、第三三	同様)	、日支軍	事協約一件	社論「論		日本』第	七号 75	一六頁、	軍事協定の	、第三七:	海軍部致外交部咨		参謀本部致外交部函、四月六日	日本使館致外交部函一件、三月二十五日	公使函、口	附駐日章公使致日本外務大臣函、三月二五	駐日本章公使致外交部電、三月二〇日
事より後藤		より参謀総	り参謀総長		事より後藤	石書、第二	七号文書		事協約一件	件、在中国	日本新要求		七巻二四〇	飛知新聞』	一九六六年	の締結」(六号文書は	各 五月二五日		函、四月1	函一件、一	同日	本外務大品	交部電、一
外相宛、		[長宛、四月二	兔、 吾		外相宛、	六三号♥			肝を略す、	林公使上	<u>₹</u>)頁、第六	六月一日	靬 一月	現代東ア	沙属書	五日		台	三月二十五		屋厨、 三百)月二〇日
Ŧ						^			A				'\	1		· .					4		77	

号	(51) 『大阪朝日新聞』 五月十二日
二号)『大阪毎日新聞』 五月二一日 『亜細亜時論』 第二巻六	(50) 『東京日日新聞』 五月十日『日中非友好の歴史』
(72) 末広重雄「日支軍事協約に就いて」(『外交時報』第二七巻十	(49) 『大阪朝日新聞』五月十日 (8
(71) 『大阪朝日新聞』 五月二二日	(48) 同右書 第三四二号文書 (8
(7) 『東京日日新聞』 五月九日『日中非友好の歴史』	(47) 同右書 第三四一号文書 (8)
七〇年	(46) 『日本外交文書』二一上、第三四〇号文書
(6))さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』五〇二頁、一九	十六名逮捕される―」として収録されている。 (~
(8)『東京朝日新聞』五月十一日『日中非友好の歴史』	(一九七三年)に「民国七年『五七』の前夜―男女留日学生四(8
(67) 『曽慕韓日記』十二月十六日条	二期、この訳文は、さねとうけいしゅう『日中非友好の歴史』 (8
(66) 『日本外交文書』二―上、第三六四号附記三	(45)王拱璧「東遊揮汗録」(選録)『近代史資料』一九五五年第 (※
『日中非友好の歴史』	(44) 『大阪朝日新聞』 五月八日
(66) 寺尾氏は三千六百人という。『東京朝日新聞』五月十一日、	(43) 『日本外交文書』 二―上、第三三八号文書
(64) 『東京日日新聞』 五月十五日『日中非友好の歴史』	午日記、五月五日条(以下『曽慕韓日記』と略称する)
3) 同右書 第三六四号文書	(42)『曽慕韓(琦)先生日記選』(近代中国史料叢刊第二輯、戊 (3)
(6) 『日本外交文書』 !!—上、第三四三号文書	(41) 同右書 第三三九号文書 (8)
(61)『曽慕韓日記』五月二〇日条	(40) 同右書 第三三八号文書 (3
(6) 同右書 第三四三号文書	(39) 同右書 第三三七号文書 (3
3) 同右書 第三六四号文書	(38)『日本外交文書』二―上、第三二七号文書 (59)
3)『日本外交文書』二―上、第三五六号文書	(37) 贵福慶前揭論文 (58)
5)同右紙 五月十五日	(36)『日本外交文書』二―上、第三二四号文書 (57)
8) 『大阪朝日新聞』 五月十一日	とを示す。 (6)
3)『日本外交文書』二―上、第三六四号文書附記一	に漢数字で示すのは一八年五月七日付『時報』所載であると (55)
5) 『東京日日新聞』五月一四日『日中非友好の歴史』	(35) 『時報』 五月七日 以下、本文中に(五・七)というよう (4)
(5) 『日本外交文書』二―上、第三四四号文書	(34) 『日本外交文書』二一上、第三三六号文書 (8
(52)同右紙 五月一五日	日

- 75 -

- ように算用数字で示すのは一八年五月十三日付、『民国日報』 『民国日報』五月十三日 以下本文中に(5・13)という
- 友好の歴史』 所載であることを示す。『東京日日新聞』五月十二日『日中非
- 『日本外交文書』二―上、第三五〇号文書
- (75) 同右書
- 第三七〇号文書

『北京大学日刊』五月二二日

- 78 (7)許徳珩「五四運動在北京」『五四運動回憶録』上冊、一九 七九年 『東京朝日新聞』五月二三日『支那』第九巻一二号
- 80 『日本外交文書』二―上、第三六六号文書 『大阪朝日新聞』五月二四日
- 81 『東方雑誌』第一五巻六号
- (8) 外務省保管文書、永田内務省警保局長より小幡外務省政務 (8)外務省保管松本忠雄記録『日支軍事協約一件』(以下、この 条を略す)林公使より後藤外相宛、五月二二日
- (84) 集る学生約千名と普通そう記されているが、『晨鐘報』は千 **局長宛、六月三日**
- (85) 外務省保管文書、在天津沼野総領事より後藤外相宛、五月 名は過甚之辞で約三百名としている。同紙五月二四日
- 86 ・二四日 『北京大学日刊』五月二三・二四日『民国日報』五月二三
- (87) 『政府公報』第八三八号、教育部訓令、五月二二日 教育部致各省(省長・教育庁

- <u>89</u> 『北京大学日刊』 五月二七日
- 90 『政府公報』第八四四号 五月三〇日
- 91 『日本外交文書』二―上、第三六二号文書

『曽慕韓日記』七月九日条。林原文子『宋則久と天津の国

 $\widehat{92}$

- 93 貨提唱運動』(「五四運動の研究」第二函一六)一九八三、参照 「悼王希天幷勗留日学生救因団同志」一九二三年『曽慕韓
- (94) 『日本外交文書』 二—上、第三八九号文書 災と王希天事件―もうひとつの虐殺秘史―』一九八二、参照 先生遺著』一〇四頁~ 王希天については田原洋『関東大震
- (95) 外務省保管文書、在天津沼野総領事より後藤外相宛、
- 96 (97) 曽慕韓前掲「悼王希天幷勗留日学生救国団同志」 軍事協定回国組織救国団愛国会咨稿」七月二二日 『五四愛国運動檔案資料』「内務部取締 留日学生 抗議中日
- (98) 外務省保管文書、在上海有吉総領事より後藤外相宛、 二五日 四月
- (9) 曽慕韓「国防与外交序言」「五四運動与国家主義」(『曽慕韓 先生遺著』一一二・一三九頁、『曽慕韓日記』十月二五日条
- (11) 『政府公報』第八四四号、教育部布告第八号、五月二九日 (m)外務省保管文書、在上海有吉総領事より後藤外相宛、五月 二十一日
- (ロヒ) 外務省保管文書、在上海有吉総領事より後藤外相宛、五月 二0月

(6) 『日本外交文書』二―上、第三八三号文書

119 118 116 ıı 113 $\widehat{\mathbf{m}}$ (川) 同右文書 122 [2] 120 III 115 113 III (181) 同右文書 (16) 同右文書 (昭) 同右文書 (M) 外務省保管文書、在上海有吉総領事より後藤外相宛 十六日 宛、七月八日 日日 **曽慕韓「反抗思想与革命精神」(『曽慕韓先生遺著』)** 同右紙、七月十七・十八日 許徳珩「五四運動六十周年」(『五四運動回憶録』続冊) 左舜生『近三十年見聞雑記』少年中国学会 五四運動回憶録』上冊) **匡互生「五四運動紀実」(『近代史資料』 一九五七年第二期** 許徳珩「回憶国民雑誌社」(『五四時期的社団』二) 参加五四運動的幾点回憶」(同書・下冊) 許徳珩「五四前的北大」(『五四運動回憶録』上冊)諶志篤 同右紙、八月十四・二〇・二一日 陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』第四冊、 『曽慕韓日記』八月二二日・九月二三日 【五四時期期刊介紹】第一集上冊、六三頁~ 『民国日報』七月七・八・九日 『曽慕韓日記』 五月十日 『東京日日新聞』六月六日『支那』第九巻一三号 在南京清野領事館事務代理より後藤外相 森領事代理より 五月二九日 在福州森領事代理より後藤外相宛 台湾総督府警視総長湯池幸平報告、七月 六月 吾月 128 136 124 125 123 134 (32) 同右誌 136 (33) 同右誌 (33) 『新青年』第四巻五号 続冊)『五四時期期刊介紹』第一集上冊 第二期•一九七一年) 「少年中国学会」 (『五四時期的社団』) 曾慕韓前掲「悼王希天幷勗留日学生救国団同志 許徳珩前掲「五四前的北大」彭明『五四運動史』二二八頁、 范体仁「記五四運動前后北京若干団体」(「五四運動回憶録」 「王光祈与少年中国学会」(『中央研究院近代史研究所集刊』 「五四時期期刊介紹」第一集上・下冊 『北京大学日刊』十二月三日 周太玄「談少年中国学会」(『五四運動回憶録』下)郭正昭 許徳珩前掲「五四運動六十周年」 同右日記 九八四年四月 「少年中国学会」(『五四時期的社団』)) 「民国日報」 一九年二月四日 『曽慕韓日記』三月二七日、『少年中国』第一巻第三期 第四卷六号 第五巻五号 七月十二~十四日条

77